



**まんのう町
パートナーシップ
宣誓制度
まるわかり
ガイドブック**

令和7年 10 月改定

目次

1. パートナースhip宣誓制度について	1
2. 宣誓することができる方	1
宣誓をすることができない者(近親者)	2
3. 宣誓の流れ	3
(1) 宣誓及び証明書等交付日の予約について	3
(2) 宣誓に必要な書類の提出と審査について	3
(3) 宣誓証明書等の交付について	4
4. 証明書等（宣誓内容変更時を含む）の再交付を希望するとき	5
5. 証明書等を返還するとき	5
6. 自治体間連携について	5
7. よくある質問（Q & A）	5
8. お問い合わせ先について	5

1. パートナーシップ宣誓制度について

法的な効力を有するものではありませんが、性的マイノリティー（性的少数者）のカップルが、お互いを「人生のパートナー」として、日常生活において協力し合うことを宣誓することで、婚姻と同等の関係にあることを公的に証明するものです。

また、この制度を利用することにより、町営住宅の入居申し込みなど、これまで、法律上の婚姻関係を条件としていた一部の行政サービスや各種支援が受けられるようになります。

2. 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

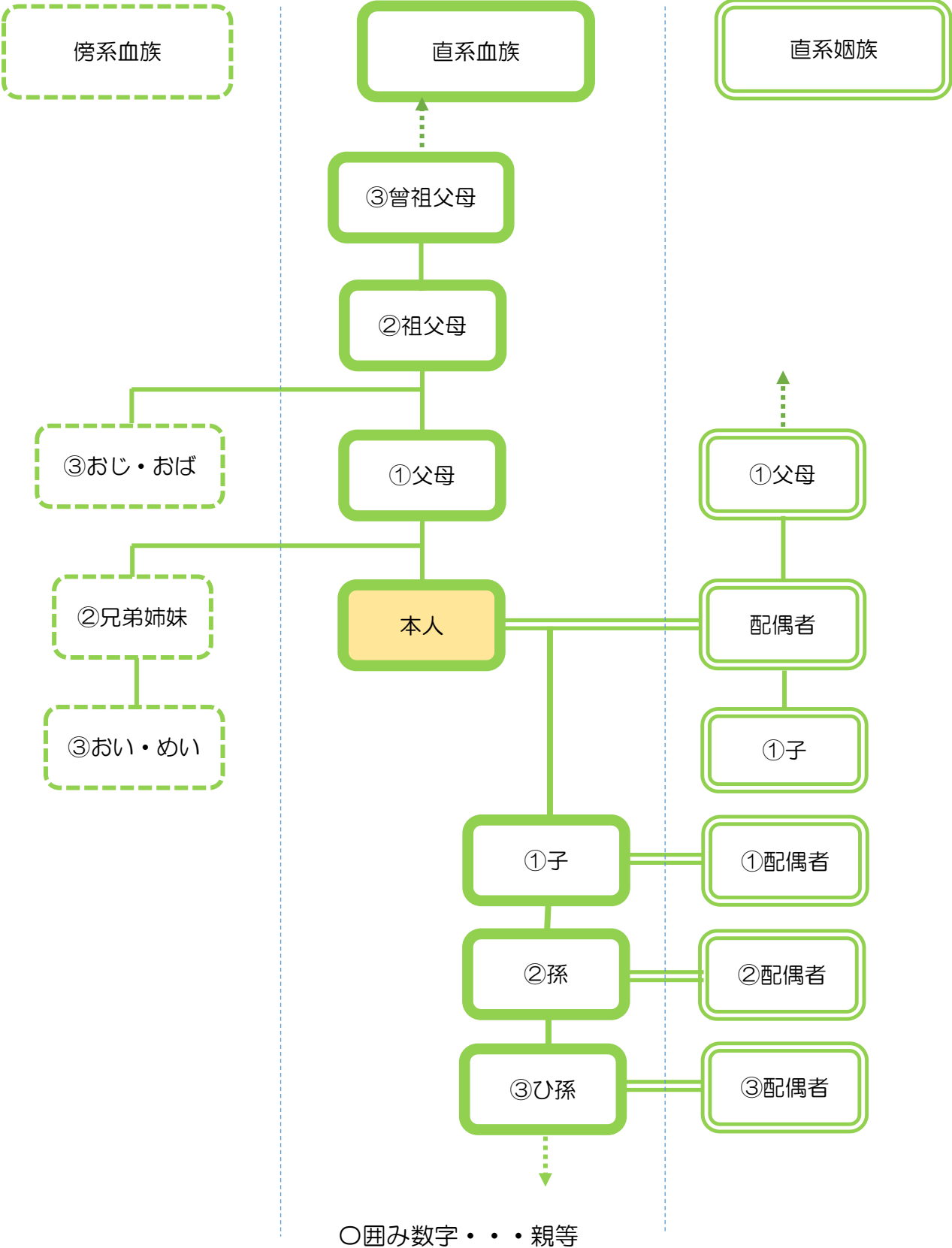
- (1) お一人又はお二人が性的マイノリティであること。
- (2) お二人とも宣誓当日に民法で規定する成人（満 18 歳以上）であること。
- (3) お二人とも町内に住所がある。又は 3 か月以内に町内への転入を予定していること。
- (4) お二人とも別の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。
- (5) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと。
- (6) 宣誓者同士の関係が近親者ではないこと。

※ 民法の規定により、以下の婚姻をすることができない関係にある人と宣誓することはできません。

- 直系血族（祖父母、父母、子、孫 等）
- 三親等内の傍系血族（兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 等）
- 直系姻族（配偶者の父母・祖父母・子・孫、子の配偶者 等）

※ ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は宣誓できます。

宣誓をすることができない者(近親者)



3. 宣誓の流れ

(1) 宣誓日の予約

(2) 宣誓と必要書類の提出

(3) 証明書等交付

※ 必要書類などに関して、不安な場合は事前にお問合せください。

(1) 宣誓及び証明書等交付日の予約について(継続申告の場合も同様といたします。)

宣誓を希望される方は、7 日前(土日・祝日・年末年始は除く)までに必ず電話またはメールで日時を予約してください。

予約時に、以下のことをお伝えください。

- ① 氏名、通称名(希望者のみ)、外国籍の方は国籍
- ② 電話番号
- ③ 住所
- ④ 宣誓希望日(第 1 希望～第 3 希望)
- ⑤ 宣誓時の個室希望の有無

(お問合せ先) まんのう町企画政策課

電 話：0877-73-0106

メー ル：kikaku@town.manno.lg.jp

※ 必要書類の取得には、時間を要する場合がありますので、余裕を持った日にちで予約してください。

(2) 宣誓に必要な書類の提出と審査について

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人そろってお越しいただき、町職員の面前でパートナーシップ宣誓書(様式第 1 号)に必要事項をご記入いただきます。宣誓要件やご提出いただいた必要書類等を確認します。

※ 代筆(宣誓者以外の方)を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。

【宣誓に必要な書類】

① 住民票の写し(宣誓日前 3 か月以内に発行されたものに限る)

- 1 人 1 通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2 人とも記載されているもの 1 通で結構です。(※取得場所：住所地の自治体)
- 本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。
- まんのう町に転入予定の場合は、転入することがわかる書類をご提示いただき、写しを提出してください。(例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書など)

② 独身証明書その他これに類する書類（宣誓日前 3 か月以内に発行されたものに限る）

- 独身であることを確認するための書類が 1 人 1 通ずつ必要です。
（※取得場所：本籍地の自治体）
- 外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6 か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

③ 本人確認書類（代筆者の本人確認書類も必要です。）

- 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証など、下記の書類をご持参ください。

【本人確認できる書類の例】

1 枚の提示で足りるもの（例）	2 枚以上の提示が必要なもの（例）
● 個人番号カード（マイナンバーカード） （ただし、個人番号通知書は不可） ● 旅券（パスポート） ● 運転免許証 ● 国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き） ● 在留カード又は特別永住者証明書	● 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ● 共済組合員証 ● 国民年金手帳 ● 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ● 共済年金又は恩給の証書 ※ 学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの ※ 国・地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。） （「※」の書類のみが 2 枚以上あっても確認できません。その他の書類（国民健康保険の被保険者証等）と組み合わせて提示してください。）

※ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

(3) 宣誓証明書等の交付について

証明書等の発行手続きに要する時間は 1 時間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。必要書類に不備がありましたら、当日交付できない場合がございます。

【交付する書類】

- ① パートナーシップ宣誓証明書（様式第 3 号）
- ② パートナーシップ宣誓証明カード（様式第 4 号）
- ③ パートナーシップ宣誓書（様式第 1 号）の写し

① パートナースhip宣誓証明書（様式第3号）（見本）

様式3表面

様式第3号(第6条関係)

見本

第 年 月 日 号

パートナーシップ宣誓証明書

氏名 _____ 様	氏名 _____ 様
生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
住所 _____	住所 _____

宣誓日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

まんのう町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領し、ここに証明書を交付します。

まんのう町は、一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、多様性への理解が進み差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

お二人が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしくいきいきと活躍されることを願っています。

まんのう町長

② パートナースhip宣誓証明カード（様式第4号）（見本）

（表面）

（裏面）

パートナーシップ宣誓証明カード

まんのう町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 氏名 _____ 様	パートナー 氏名 _____ 様
------------------	---------------------

宣誓日(交付日) _____ 年 ____ 月 ____ 日
第 _____ 号
まんのう町長

見本

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であると宣誓されたことをまんのう町として証明するものです。

法律上の効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、この趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項欄】

見本

4. 証明書等（宣誓内容変更時を含む）の再交付を希望するとき

宣誓証明書等を紛失、毀損、汚損等の事情、又は氏名（通称を含む）もしくは住所などの変更（届け出が必要）により証明書等の、再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）をご提出ください。パートナーシップ宣誓証明書等（様式第3号・様式第4号）を再交付します。

証明書等の裏面特記事項欄に変更内容及び「再交付： 年 月 日」を記載します。届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

5. 証明書等を返還するとき

次に該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）とともに交付を受けた宣誓証明書等一式について返還してください。

- ① 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- ② お一人が死亡したとき。
- ③ お一人又はお二人が町外に転出したとき。
- ④ 要綱第3条第3号など、宣誓要件に該当しなくなったとき。
- ⑤ 宣誓が無効となり、交付を受けた宣誓証明書等の返還を求められたとき。
- ⑥ 宣誓書の写し、宣誓証明書、証明カードの返還を希望するとき。

6.. 自治体間連携について

同様の制度を実施している自治体と「パートナーシップ制度の自治体間連携に関する協定」の締結や「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約」に基づいた連携をしています。本連携により、パートナーシップ制度を利用されている方々が連携自治体間で住所を異動する場合、簡易な手続で届出をすることができます。（詳細はホームページをご覧ください。）

※転出元及び転出先の双方の締結自治体において、制度の対象となる場合に限ります。

(1) まんのう町から連携自治体へ転出するとき

転出先の連携自治体への継続手続きにより、まんのう町への「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」の提出、及び宣誓証明書等の返還手続きが不要となります。(まんのう町が発行した宣誓証明書等は転出先の自治体へ提出してください。)

※転出先の連携自治体で継続手続きができない場合は、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6号)に、交付を受けた宣誓証明書等(宣誓証明書、宣誓証明カード)を添えて、速やかにまんのう町に返還してください。

(2) 連携自治体からまんのう町へ転入するとき

まんのう町に両者揃ってお越しいただき、職員の面前でパートナーシップ宣誓継続申告書に必要事項を自ら記入し(代筆可の場合あり)、町長に提出していただくことで、宣誓証明書等を交付します。提出には、以下の書類の添付が必要となります。

必要書類

ア 連携自治体が交付した証明書

イ 住所地の変更を証する書面

また、本町にパートナーシップ宣誓継続申告書の提出があった場合は、転出地の連携自治体にその旨を通知いたします。なお、通知に際し、継続申告者の同意が得られない場合は証明書の交付を行うことはできません。

7. よくある質問（Q&A）

Q1 パートナーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

- A1 結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利、税金の控除、扶養の義務など様々な権利、義務が発生します。
- 一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（町の規定）に基づくもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q2 プライバシーは守られますか？

- A2 手続きの際は、個室での対応も可能です。事前にお申し出ください。提出書類や記載内容などの個人情報 は固く守られます。

Q3 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

- A3 パートナーシップ宣誓書の提出やパートナーシップ宣誓証明書等の発行に費用はかかりません。ただし、手続きに必要な提出書類の発行及び取り寄せの手数料等は自己負担となります。交付手数料は、自治体によって異なりますので、ご注意ください。

Q4 パートナーシップ宣誓をすることができるのは、同性カップルのみですか？

- A4 同性カップルに限らず、お一人又はお二人が性的マイノリティのカップルであれば、同性・異性を問わず宣誓できます。

Q5 まんのう町民でないと宣誓できませんか？

- A5 お二人がまんのう町民か町内への転入を予定（3か月以内）している方であれば宣誓できます。
- 転入予定で宣誓する場合は、まんのう町に転入することがわかる書類（転出証明書等）をご提示いただき、写しを提出ください。

Q6 通称名を使用できますか？

A6 使用できます。性別違和感等の理由により使用している自認する性別にあった名や外国籍の方が使用している日本名が該当します。なお、通称名を確認する方法として、日常生活において使用していることがわかる書類等（郵便物や社員証など）をご提示ください。
また、通称名を使用している場合は、交付するパートナーシップ宣誓証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q7 パートナーシップ宣誓証明書等はすぐにももらえますか？

A7 提出書類等の確認及び発行手続きなどを含め 1 時間程度で宣誓日当日にお渡しできます。ただし、要件を満たしていない場合や提出書類に不備がある場合には、改めてお越しいただくことになりますので、ご了承ください。

Q8 証明書等には、利用可能なサービスはどのようなものがありますか？

A8 町の制度では、町営住宅の入居申込の際に利用できます。
ただし、法的効力がないため、サービスの提供者ごとに異なるので、詳細はご利用前にご確認ください。

8. お問い合わせ先について

まんのう町企画政策課

電話：0877-73-0106

メール：kikaku@town.manno.lg.jp

